

議案第35号

町田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2026年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、町田市公告式条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会公告式規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市公告式条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 教育委員会規則の公布等に係る公告式を、町田市公告式条例に定める公告式に改めます。(第3条関係)
- (2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2026年6月1日から施行します。

町田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会公告式規則（昭和33年2月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。</u></p> <p><u>（教育委員会規則の公布）</u></p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 教育委員会規則を公布しようとするときは<u>公布の年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入し、町田市教育委員会の印を押し、町田市教育委員会教育長が署名しなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会規則の公布は、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条第2項のウェブサイトに掲載し、又は当該事項を記載した書面を同項の掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p><u>（1）公布の旨の前文</u></p> <p><u>（2）公布の年月日</u></p> <p><u>（3）教育委員会名</u></p> <p><u>（4）当該教育委員会規則の条文</u></p> <p><u>（教育委員会規則の施行期日）</u></p>	<p>第1条 <u>教育委員会規則、告示、及びその他公表を要するものの公告式は本規則による。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 教育委員会規則を公布しようとするときは<u>番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入し、教育委員会の印を捺し、教育委員会教育長が署名しなければならない。</u></p> <p>第4条 <u>教育委員会の規則の公布及び告示は、市役所及び市民センター（町田市地域センタ一条例（昭和57年9月町田市条例第37号）第2条第1項に規定するセンターをいう。）前の掲示場に掲示してこれを行う。</u></p>

第4条 教育委員会規則は、特に施行期日を定めた場合を除き、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(準用)

第5条 前2条の規定は、教育委員会の定める規程（教育委員会規則を除く。）の公表について準用する。

第5条 教育委員会規則は特に施行期日を定めた場合を除いては公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

第6条 前3条の規定は、教育委員会の行う公表を要するものに準用する。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。